

九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定について

1. 背景

- 熊本地震の際の支援・受援における経験・教訓を踏まえ、九州・山口各県での連携の必要性を認識

・熊本地震では、災害廃棄物処理に係る他県との広域連携体制が構築されていなかったため、受援側である熊本県において、県外の処理施設等に関する情報を有しておらず、初期の対応に遅れが生じた。）

- 平成29年7月九州北部豪雨の際、熊本県より職員派遣を受け、災害廃棄物（流木）の処理に係る取組みを効率的に進めることができた。

・昨年の熊本地震において大量の災害廃棄物の処理を行った熊本県職員の経験やノウハウを活用することで、処理方針の策定や大量の流木を保管・処理するのに必要な仮置場の設置、処理先の確保など初動の対応を効率的に進めることができた。

2. 趣旨及び主な内容

- 熊本地震・九州北部豪雨の経験を踏まえ、大規模な災害で発生した災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に進めるためには、県域を越えた連携体制の構築など事前の備えが必要なことから、九州・山口9県災害時応援協定第5条第7号に基づき、相互支援協定の締結を行うもの。

- ・ 被災県に職員派遣を行うことにより、大規模災害時の災害廃棄物処理を経験した職員のノウハウを活用することで、迅速かつ適正な災害廃棄物処理の取組み（仮置場の設置・管理、収集運搬及び処分など）を支援する。
- ・ 各県が持つ災害廃棄物処理に関する資源（廃棄物処理施設、廃棄物関係団体、その他使用できる資材等）について情報共有を行い、災害発生時の廃棄物の広域処理を可能にする。
- ・ 上記の活動が円滑に行えるよう、各県の担当課長による連絡会議を設置する。